

広報すぎなみ

Suginami



みどり豊かな 住まいのみやこ

{ 10/14 }  
臨時号  
令和6年(2024年)  
No.2388

選挙の主役は、  
投票する私たち。

衆議院議員選挙は、私たちの国の将来を決める大事な選挙です。今回の衆議院議員選挙から、杉並区の小選挙区が東京都第8区と東京都第27区に分かれます。お住まいの地域により候補者や期日前投票所が異なりますので、ご注意ください。あなたの声を届ける大切な一票です。忘れずに投票しましょう。

選挙特集号

# 衆議院議員選挙

## 最高裁判所裁判官国民審査

未来に届けよう、  
この一票。



投票日: 10月27日 日 午前7時～午後8時

選挙お知らせ

投票・開票速報は10月27日(日)から区ホームページでご覧になれます。投票速報は午前8時から、開票速報は午後9時30分から。

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 | ☎ 3312-2111(代表) FAX 3312-9911(広報課直通) | 🌐 区ホームページ: <https://www.city.suginami.tokyo.jp/> | 📄 発行: 杉並区 | 📝 編集: 広報課



「広報すぎなみ」は月2回(1・15日)発行。新聞折り込みでの配布のほか、区施設・区内各駅などの広報スタンドに置いています。入手が困難な方には個別配布をしています。ご希望の方は、電話・ファクス・Eメール・申し込みフォームからお申し込みください。

詳細は、区ホームページ(右2次元コード)をご覧ください。





# 衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査 投票日: 10月27日



▲区ホームページ

— 問い合わせは、選挙管理委員会へ。

投票時間: 午前7時～午後8時

## ⚠️ご注意ください 衆議院小選挙区の区域が変更されています

4年11月18日に衆議院議員選挙の小選挙区の区割りに関する法律が公布され、今回の衆議院議員選挙から新しい区割りで選挙が行われます。杉並区は、東京都第8区と東京都第27区に分かれます。

### ●各選挙区の対象地域

東京都第8区	東京都第27区の区域を除く杉並区の全域
東京都第27区	高円寺北1丁目、高円寺南1・5丁目、和泉1～3丁目、方南1・2丁目、和泉1～4丁目、堀ノ内1～3丁目、松ノ木1～3丁目、大宮1丁目、大宮2丁目1～4・19～27番、梅里1・2丁目、永福1丁目1番

### ●衆議院小選挙区区割り変更に伴う注意点

- 投票区域は変更されていないため、従来の投票所を引き続き使用します。
- 東京都第8区と東京都第27区では、衆議院小選挙区の候補者が異なります。
- 東京都第8区と東京都第27区では、利用できる期日前投票所が異なります。

## 投票日に予定のある方は期日前投票を

期間: 10月16日(水)～26日(土) 投票時間: 午前8時30分～午後8時

※衆議院解散から公示日までが短期間であるため、「選挙のお知らせ」の発送が遅れます。杉並区役所とそれ以外の投票所の投票期間が異なりますので、ご注意ください。

衆議院議員小選挙区	10月16日(水)～19日(土)	10月20日(日)～26日(土)
東京都第8区	杉並区役所 (中棟6階第4会議室)	指定の期日前投票所13カ所 (杉並区役所を含む)
東京都第27区		指定の期日前投票所5カ所 (杉並区役所を含む)

- お住まいの地域(東京都第8区・東京都第27区)によって利用できる期日前投票所が異なります。
- 期日前投票後に候補者が候補者でなくなった場合、その候補者へ投じた票は無効票となります。その場合の再投票はできません。
- 投票用紙への記入が困難な方は、投票所係員に申し出てください。
- 投票日の前々日、前日は混み合います。特に杉並区役所、永福和泉地域区民センター、高井戸地域区民センター、西荻地域区民センター、浜田山会館は大変混み合いますので、早めの投票にご協力ください。
- 投票日当日は杉並区の指定された投票所に限り投票できます。

### 期日前投票所

**杉並区役所 (中棟6階第4会議室)★**  
阿佐谷南1-15-1

**阿佐谷地域区民センター**  
阿佐谷北1-1-1

**井草地域区民センター**  
下井草5-7-22

**永福和泉地域区民センター★**  
和泉3-8-18

**荻窪地域区民センター**  
荻窪2-34-20

**高井戸地域区民センター**  
高井戸東3-7-5

**西荻地域区民センター**  
桃井4-3-2

**西荻南区民集会所 (旧西荻北児童館)**  
西荻北1-9-5

**旧天沼区民集会所 (ウェルファーム杉並)**  
天沼3-19-16

**久我山会館**  
久我山3-23-20

**浜田山会館**  
浜田山1-36-3

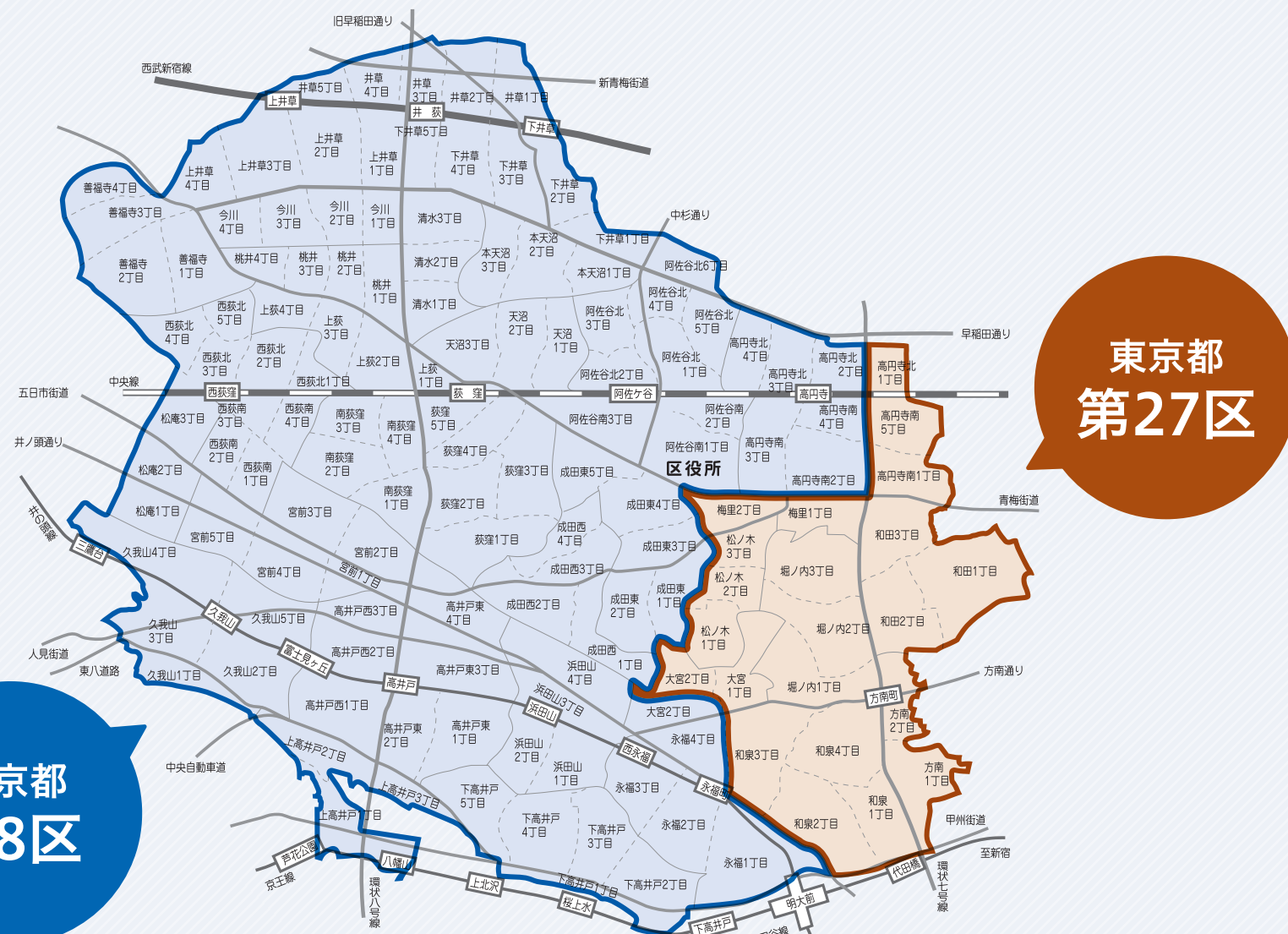
**高円寺北区民集会所**  
高円寺北3-25-9

**高円寺地域区民センター・社会教育センター★ (セシオン杉並)**  
梅里1-22-32

**和田区民集会所★**  
和田2-31-21

**コミュニティふらっと方南 (旧方南区民集会所)★**  
方南1-27-8

東京都第8区の方は(青色)の場所で、東京都第27区の方は(茶色★)の場所で期日前投票ができます。



東京都第27区

東京都第8区

### 投票用紙の書き方

衆議院議員選挙では、小選挙区と比例代表の2つの選挙があります。また、最高裁判所裁判官の国民審査も同時に実施するため、今回は3つの投票を行います。投票用紙の書き方は、以下のとおりです。

- 小選挙区** 小選挙区では、各選挙区で立候補した候補者の中から1名を選びます。今回は、区内在住でもお住まいの地域によって、投票できる候補者が東京都第8区と東京都第27区で異なります。異なる選挙区の候補者を選ばないよう、自身が投票できる選挙区を事前に確認してください。
- 比例代表** 比例代表では、政党などの中から1つを選び、投票用紙にその名称を記入します。各政党などが候補者名簿を作成し、政党などの得票数に応じて当選人数が割り当てられ、その名簿の順番に従い当選者を決定します。名簿に記載されている候補者氏名が書かれた投票は無効になりますのでご注意ください。
- 最高裁判所裁判官国民審査** 国民審査では、最高裁判所の裁判官として適切かどうかを判断します。辞めさせたい裁判官の欄に×印を欄ごとに記入します。辞めさせたい裁判官がいなければ、無記入で投票してください。



## ● 杉並区で投票できる方

今回の衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査で投票できるのは、次の2つの条件を満たしている方です。

- ①平成18年10月28日までに生まれている
- ②令和6年7月14日までに杉並区へ転入の届け出をし、投票する日に選挙人名簿に登録されている

## ● 「選挙公報」「審査公報」を各戸配布します

10月19日(土)～22日(火)にお届けします。

候補者の政見・経歴などを掲載した「選挙公報」や裁判官の経歴などを掲載した「審査公報」は、各世帯の郵便受けに直接お届けします。

届かない場合は、10月26日午後5時までに選挙管理委員会へご連絡ください。また、区ホームページに掲載するほか、当日投票所、期日前投票所、区施設、駅の広報スタンド、郵便局などにも設置します。なお、「選挙公報」は選挙区ごとに作成し設置しているため、自身の選挙区を確認の上、ご覧ください。

## ● 「選挙のお知らせ」がなくても投票できます

衆議院解散から公示日までが短期間であるため、「選挙のお知らせ」の発送が遅れます。

「選挙のお知らせ」を紛失した場合や届かない場合でも投票資格のある方は投票できますので、投票所の係員に申し出てください。10月3日(木)以降に区内転居の届け出をした方は、区内の旧住所地の投票所での投票となります。

選挙区(東京都第8区・東京都第27区)をまたいでの区内転居の届け出をした方は特にご注意ください。

10月2日(水)までに 区内転居の届け出をした方	→	区内新住所地の投票所で投票 (区内新住所地の小選挙区)
10月3日(木)以降に 区内転居の届け出をした方	→	区内旧住所地の投票所で投票 (区内旧住所地の小選挙区)

## ● 投票・開票速報

投票速報:10月27日(日)午前8時から

開票速報:10月27日(日)午後9時30分から

区ホームページ(右2次元コード)でご覧いただけます。

\選挙のめいすいくん/



## ● 投票日当日や期日前投票期間に杉並区内にいない方は不在者投票をご利用ください

期間:10月16日(水)～26日(土)

仕事・学業・用事などで投票日当日および期日前投票期間に杉並区以外に滞在する予定がある方は、滞在先の選挙管理委員会にて不在者投票をすることができます。あらかじめ区の選挙管理委員会への投票用紙の請求が必要です。投票用紙を請求した方には、10月15日以降に不在者投票用紙などの一式を順次郵送します。手続きの詳細は、区ホームページをご覧ください。

必ず、事前に転出先・滞在先の選挙管理委員会に不在者投票場所をお問い合わせの上、不在者投票を行ってください。

※郵送などにより手続きを行うため、時間がかかります。早めに請求してください。

## ● 郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳や介護保険被保険者証をお持ちで、下表に該当し、自身で文字を書くことができる方は、自宅などで投票用紙を記載し、郵便などを利用して投票することができます。あらかじめ、「郵便等投票証明書」の交付申請が必要です。早めにお問い合わせください。

なお、下表に該当する方のうち、身体障害者手帳で「上肢」または「視覚」が「1級」の方は、代理記載制度により投票することができます。

	該当する障害の部位	該当する障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1・3級
	免疫・肝臓	1・2・3級
介護保険被保険者証	要介護状態区分等「要介護5」	

※「該当する障害の程度」は「身体障害程度等級」とは異なります。

※郵便等投票による投票用紙の請求期限は投票日4日前(10月23日)の午後5時までです。早めに請求してください。

## 選挙(投票所)へ行くことが困難な方へ

- ・選挙当日に投票所へ行くことが困難な方で、車を利用する場合には、駐車場のある杉並区役所での投票をご検討ください。
- ・介護保険の訪問介護(外出介助)を利用している方は、投票にも利用できる場合があります。利用にあたっては、あらかじめケアプランに位置付ける必要があるため、担当のケアマネジャーへご相談ください。
- ・外出に関する相談や情報提供、必要な支援サービスの案内を希望する方は、杉並区外出支援相談センターもび〜る ☎5347-3154(月～金曜日午前9時30分～午後5時30分)にご相談ください(各種サービスの利用は有料)。

## 「在外選挙人証」をお持ちの方へ

杉並区発行の「在外選挙人証」をお持ちで一時帰国している方、または帰国転入後まだ在外選挙人名簿から抹消されていない方で、国内の選挙人名簿に登録されていない方は、衆議院議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票ができます。投票場所・期間・時間などは右表のとおりです。詳細は、選挙管理委員会へお問い合わせください。

〈一時帰国者などが投票できる場所など〉

	投票所	期間	時間
東京都第8区	杉並区役所(中棟6階第4会議室)	10月16日(水)～26日(土)	午前8時30分～午後8時
	荻窪体育館(荻窪3-47-2)	10月27日(日)	午前7時～午後8時
東京都第27区	杉並区役所(中棟6階第4会議室)	10月16日(水)～26日(土)	午前8時30分～午後8時
	社会教育センター(梅里1-22-32)	10月27日(日)	午前7時～午後8時